

第六十一回国会 商工委員会 議 録 第十一号

昭和四十四年三月十九日(水曜日)

午前十四時四十七分開議

出席委員

委員長 大久保武雄君

理事 宇野 宗佑君

理事 藤井 勝志君

理事 中村 重光君

理事 玉置 一徳君

天野 公義君

小笠 公昭君

大橋 武夫君

橋口 隆君

加藤 清二君

田原 春次君

古川 喜一君

吉田 泰造君

岡本 富夫君

出席國務大臣

通商産業大臣 大平 正芳君

出席政府委員

通商産業政務次 藤尾 正行君

官 通商産業省織維 高橋 淑郎君

雜貨局長 乙竹 慶三君

中小企業庁長官 矢野俊比古君

委員外の出席者

中小企業庁計画 部計画課長 門 員 椎野 幸雄君

三月十九日

委員中谷鉄也君辞任につき、その補欠として柳田秀一君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員柳田秀一君辞任につき、その補欠として中

第一類第九号

商工委員会議録第十一号 昭和四十四年三月十九日

谷鉄也君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

特定織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)

○大久保委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、特定織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、参考人出頭要求に関する件についておはかりをいたします。

すなわち、本案審査のため参考人から意見を求めることとし、参考人の人選、日時等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大久保委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

○大久保委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。佐野進君。

○佐野(進)委員 大臣がまだ来ておりませんから、大臣に聞く問題はあとにいたしまして、具体的な問題から質問をいたしたいと思います。

きのうも私と武蔵さんから、それぞれ今度の特定織維の構造改善の対策についていろいろ質問をしたわけですが、きょうはさらに深めた立場から質問をしてみたいと思うわけですね。

まず第一に、織維局長と中小企業庁長官に、前回臨時措置法が四十二年に法律として成立したとき、七点にわたる附帯決議が付けられてあるわけですね。その附帯決議の問題がどのように実施され

ておるかということについて質問をしてみたいと思うわけですね。これはまず第一点として、「紡織業並びに織布業の構造改善計画を総合的かつ有機的に実施」することになるわけですが、その「一両部門を通じての総合性を確保する」という点についてどのような措置を講じておるか質問したいと思います。

○高橋(淑)政府委員 仰せのとおり、紡織業とメリヤス業あるいは織布業と染色業、この間には密接不可分の関係がございまして、すでに構造的に着手した紡織業と有機的な密接な関係のある染色業並びにメリヤス業について、十分な需給想定上の関連も持たせて構造改善計画をこれから策定してまいりたい、このように考えておるわけでありませう。

○佐野(進)委員 なぜ私が質問するかと申しますと、紡織業並びに織布業と、今回のメリヤス並びに染色業との関連は非常に密接でありますから、そういう意味において、ここに示されておる総合性を確保するという意味において、今回のメリヤス並びに染色業との関連をどのように調整する措置をとっておられるのか、その点をひとつお聞きしたいのです。

○高橋(淑)政府委員 仰せのとおり、紡織業とメリヤス業あるいは織布業と染色業、この間には密接不可分の関係がございまして、すでに構造的に着手した紡織業と有機的な密接な関係のある染色業並びにメリヤス業について、十分な需給想定上の関連も持たせて構造改善計画をこれから策定してまいりたい、このように考えておるわけでありませう。

○佐野(進)委員 あなたのほうでつくった資料によると、織布構造改善対策の進め方とメリヤス製造業構造改善事業対策の進め方との中に、実施以降二年近くたった織布業と今度のメリヤス業との比較の中で、いわゆる総合的対策を紡織業と進めるといふ以上に密接な関係を持つわけですね。このメリヤス業というものと織布業というものは、その関連の中で何が総合的な調整の対象になり、何が二年たった今日の中で前進の形をとるかというところで私もいろいろ研究させていただいたのですが、具体的な面として特にきわだった変化というものが目に見えられない。もちろん織布業の現状とメリヤス業の現状と、置かれておる条件の差はありますけれども、しかし、零細業の構成のウェイトが高いと思われるようなメリヤス業等に対する対策について、その前進した施策がこのように行なわれておるといふ、はっきりしたものがわからないわけなんです。織布業の構造改善の対策の進め方に対して、このメリヤス業の対策の進め方というものの対する変化というものがわからないわけですが、どういふ点が新しい施策として、メリヤス業に対しては織布業よりも違ったという具体的な点についてお示しを願いたいと思

うわけですね。

○高橋(淑)政府委員 まず第一点は、メリヤス業の構造改善を実施するにあたりまして、設備の近代化を行なうことに際しまして、十分な計画をつくるために、織布とそれからメリヤスの編織機との生産量からは、需給見通しというものをよく立てまして、メリヤスの需給の伸びに応じたような計画を基本にする。また織布の場合も、技術の開発についていろいろ配慮いたしておりますけれども、メリヤスの場合は、より早期に共同研究体制を固めまして、技術開発に取り組みたい。それから取引面の協調体制について、織布の場合の経

験を生かしまして、この協調体制を十分に考えて、これから指導してまいりたい、このように考えております。

るする債務保証は、取引構造改善資金というものの保証に重点を置いてやりたい。この点が織布と違います。

○佐野(進)委員 そうすると、この織布構造改善対策の進め方の中で、いわゆる産地工業組合に対して、そのグループングを行なう、あるいはまた、その他の計画が国によって承認された場合、織維工業構造改善事業協会を通じて、やはり産地工業組合にいろいろな施策が講ぜられる。同時に、この施策に応じた形の中で中小企業振興事業団のほうから融資が、設備ビルド融資をはじめ、その他いろいろな対応する融資があるわけですね。そうしたとき、この織布構造改善の対策の進め方の中においては、いわゆる融資として、事業団で六割、都道府県で一割、あと三割については自己融資、こういうような形の中の金融対策が行なわれているわけですね。メリヤス製造業構造改善対策の進め方の中におけるこういう金融対策については、どういう措置が行なわれるのか。いわゆる設備の近代化、グループング、あるいは合併その他いろいろな過剰設備の処理等々、いろいろありますね。あるけれども、そういう具体的な中小企業振興事業団等を中心にする融資の方法について、この織布業に对应するメリヤス業に対しては、どのような措置がとられようとしておられるのかというところが明確でないわけですね、具体的な面においては。したがって、そういう点については、総合性を堅持する上からも、あるいはそれを高めるという形の中においても、どのような措置をとられようとしておられるのか、この点ひとつお聞きしてみたいと思います。

○高橋(淑)政府委員 メリヤス業に對しましては、織布の場合と同じように、グループを組みますものに對しまして、設備ビルドの融資を、中小企業振興事業団から総事業規模の六割、それから府県から一割、総計七割を融資いたします。それから金利も、織布の場合と同じように二分六厘でございます。ただメリヤスの場合は、先ほども申し上げましたように、織維工業構造改善事業協会か

るる面からすると、若干この点にやはり何か金融面における、あるいは施策の中心面におけるところの不足があるのではないか、こう感ぜられるわけですが、そういう点についていさ少し答弁を願いたいと思います。

○高橋(淑)政府委員 メリヤスの場合においては、設備の資金の自己調達分について事業協会の信用基金を使うことが、債務保証の形で使うことができるのが一番望ましいわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように、資金量の制約もございますし、それからメリヤスの場合非常に欠けておりますことは、取引面における地位の弱体ということがございますので、この点に重点を置いてまいりたいということでございます。織布と同様三割分についての保証ができればなおさらいいわけでございますけれども、とりあえず初年度のことでもありますし、現段階においては織布の場合とこの点が異なっております。

○佐野(進)委員 そうすると、取引改善に要する資金というものと、さらにこのビルドに対する融資の残り三割ありますね。これらについても保証をする、こういうことでございますか。

○高橋(淑)政府委員 メリヤスの場合は、保証ワタの関連もございまして、設備の自己調達分三割についての債務保証は現在のところ考えておりません。織布は考えております。また実施いたしております。

○佐野(進)委員 したがって、私のお聞きしたかったことはその点なんです、織布が、設備ビルド融資という形の中で、三割については織維工業構造改善事業協会を通じて債務保証をする、この形になっておられるのかかわらず、取引改善に対する保証はするけれども、設備ビルドに對する保証はしないというところは、全体的な織維の構造の実態を見ると、織維というメリヤスの製造業の構造の実態を見ると、やはりきのうから私どもが質問しておりあなたも答えておられると、設備の近代化と申しましたようか、そういうことが一番大切なことだ、それが国際競争力を高めることになり、そのために資本の集中という合理的な体系をつくるのだ、こういうことを説明さ

れる面からすると、若干この点にやはり何か金融面における、あるいは施策の中心面におけるところの不足があるのではないか、こう感ぜられるわけですが、そういう点についていさ少し答弁を願いたいと思います。

○高橋(淑)政府委員 メリヤスの場合においては、設備の資金の自己調達分について事業協会の信用基金を使うことが、債務保証の形で使うことができるのが一番望ましいわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように、資金量の制約もございますし、それからメリヤスの場合非常に欠けておりますことは、取引面における地位の弱体ということがございますので、この点に重点を置いてまいりたいということでございます。織布と同様三割分についての保証ができればなおさらいいわけでございますけれども、とりあえず初年度のことでもありますし、現段階においては織布の場合とこの点が異なっております。

○佐野(進)委員 そう答弁があるのに、これがかぬとかいいとか、またあとの問題になつてくるわけですが、私としては、できる限りそういう面についてひとつ織布同様の措置がとられるよう強く要望しておきたいと思つております。これは大臣にとて総括的に御質問いたしますが、そのときお答え願いたいと思つております。

それではその次に進みます。そうして一番問題になることは、きのうから質問申し上げておるうちに、この構造改善の対策を進める過程の中で、必然的に中小零細業者が——中小というよりもむしろ小零細業者が切り捨てられる、あるいは設備を更新したけれども、それが維持できなくなつてしまふ、こういうようないろいろな弊害が予想されるわけですね。しかし、予想されるけれども、それはやらなければならないことになつてくると、必然的に、問題は機械が廃棄された、廃棄された機械が適切な処置をもつてそれがスクラップ化されていくべきいいのですが、それがまたいわゆるより零細な家内工業的な形の中に引き取られて、そこでさ

らに生産が行なわれることになつていつてしまふという形もあるわけですね。こういうようなことをどうやって防いで、いわゆる零細がさらに零細化される形の中におけるところの過当競争とか、陰惨なる深夜早朝労働の中で老朽した機械をもつて仕事をやる人をどうやってなくしていくかというところが非常に重要な課題の一つになつてくると思ふのです。そういう面において、これらの工場をやめる、あるいは機械を廃棄する、あるいはその他いろいろな一大決断をもつてこの構造改善対策に對應する人たちに對する措置というものが、これは具体的に考へていかなければならぬ。たとえば、税金についてどういうような対策を講じているのか、あるいはそのやめていく中における立ち上がり資金、立ち直り資金ということに對してどういう対策を講じていくのかというところは、非常に重要な問題になつていくと思ふのですが、これらについてひとつ御答弁願いたいと思ふのです。

○高橋(淑)政府委員 織布に例をとりますと、機械の廃棄にあたりましては完全破砕ということを確認するように厳重な通達を、たしか一昨年でございまして、出して、破砕の場合に關係者が立ち会つてこれを厳重に確認をいたしてあります。それからスクラップに關する税制の適用も織布の場合行なわれております。

なお、昨日もお尋ねのありました、零細業者の方がいわゆる切り捨てになるのではないかと、このことにつきましては、極力組合のインサイダーになるようにおすめして、そうして構造改善事業に参加するように指導徹底をさらに続けてまいりたい。なお実例をいたしまして、織布の場合について企業の集約化が四十二年度において相当数行なわれましたけれども、機械台数二十五台以下というような零細なものについても、綿・スフ・絹・人絹を通じて六十数%の企業がこれに参加しておるといふ事例もはつきりございまして、なおこれから発足いたしますメリヤス業の集約化にありまして、現在準備が進められておりますうち

るる面からすると、若干この点にやはり何か金融面における、あるいは施策の中心面におけるところの不足があるのではないか、こう感ぜられるわけですが、そういう点についていさ少し答弁を願いたいと思います。

○高橋(淑)政府委員 メリヤスの場合においては、設備の資金の自己調達分について事業協会の信用基金を使うことが、債務保証の形で使うことができるのが一番望ましいわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように、資金量の制約もございますし、それからメリヤスの場合非常に欠けておりますことは、取引面における地位の弱体ということがございますので、この点に重点を置いてまいりたいということでございます。織布と同様三割分についての保証ができればなおさらいいわけでございますけれども、とりあえず初年度のことでもありますし、現段階においては織布の場合とこの点が異なっております。

○佐野(進)委員 そう答弁があるのに、これがかぬとかいいとか、またあとの問題になつてくるわけですが、私としては、できる限りそういう面についてひとつ織布同様の措置がとられるよう強く要望しておきたいと思つております。これは大臣にとて総括的に御質問いたしますが、そのときお答え願いたいと思つております。

それではその次に進みます。そうして一番問題になることは、きのうから質問申し上げておるうちに、この構造改善の対策を進める過程の中で、必然的に中小零細業者が——中小というよりもむしろ小零細業者が切り捨てられる、あるいは設備を更新したけれども、それが維持できなくなつてしまふ、こういうようないろいろな弊害が予想されるわけですね。しかし、予想されるけれども、それはやらなければならないことになつてくると、必然的に、問題は機械が廃棄された、廃棄された機械が適切な処置をもつてそれがスクラップ化されていくべきいいのですが、それがまたいわゆるより零細な家内工業的な形の中に引き取られて、そこでさ

るる面からすると、若干この点にやはり何か金融面における、あるいは施策の中心面におけるところの不足があるのではないか、こう感ぜられるわけですが、そういう点についていさ少し答弁を願いたいと思います。

○高橋(淑)政府委員 メリヤスの場合においては、設備の資金の自己調達分について事業協会の信用基金を使うことが、債務保証の形で使うことができるのが一番望ましいわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように、資金量の制約もございますし、それからメリヤスの場合非常に欠けておりますことは、取引面における地位の弱体ということがございますので、この点に重点を置いてまいりたいということでございます。織布と同様三割分についての保証ができればなおさらいいわけでございますけれども、とりあえず初年度のことでもありますし、現段階においては織布の場合とこの点が異なっております。

○佐野(進)委員 そう答弁があるのに、これがかぬとかいいとか、またあとの問題になつてくるわけですが、私としては、できる限りそういう面についてひとつ織布同様の措置がとられるよう強く要望しておきたいと思つております。これは大臣にとて総括的に御質問いたしますが、そのときお答え願いたいと思つております。

それではその次に進みます。そうして一番問題になることは、きのうから質問申し上げておるうちに、この構造改善の対策を進める過程の中で、必然的に中小零細業者が——中小というよりもむしろ小零細業者が切り捨てられる、あるいは設備を更新したけれども、それが維持できなくなつてしまふ、こういうようないろいろな弊害が予想されるわけですね。しかし、予想されるけれども、それはやらなければならないことになつてくると、必然的に、問題は機械が廃棄された、廃棄された機械が適切な処置をもつてそれがスクラップ化されていくべきいいのですが、それがまたいわゆるより零細な家内工業的な形の中に引き取られて、そこでさ

るる面からすると、若干この点にやはり何か金融面における、あるいは施策の中心面におけるところの不足があるのではないか、こう感ぜられるわけですが、そういう点についていさ少し答弁を願いたいと思います。

○高橋(淑)政府委員 メリヤスの場合においては、設備の資金の自己調達分について事業協会の信用基金を使うことが、債務保証の形で使うことができるのが一番望ましいわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように、資金量の制約もございますし、それからメリヤスの場合非常に欠けておりますことは、取引面における地位の弱体ということがございますので、この点に重点を置いてまいりたいということでございます。織布と同様三割分についての保証ができればなおさらいいわけでございますけれども、とりあえず初年度のことでもありますし、現段階においては織布の場合とこの点が異なっております。

○佐野(進)委員 そう答弁があるのに、これがかぬとかいいとか、またあとの問題になつてくるわけですが、私としては、できる限りそういう面についてひとつ織布同様の措置がとられるよう強く要望しておきたいと思つております。これは大臣にとて総括的に御質問いたしますが、そのときお答え願いたいと思つております。

それではその次に進みます。そうして一番問題になることは、きのうから質問申し上げておるうちに、この構造改善の対策を進める過程の中で、必然的に中小零細業者が——中小というよりもむしろ小零細業者が切り捨てられる、あるいは設備を更新したけれども、それが維持できなくなつてしまふ、こういうようないろいろな弊害が予想されるわけですね。しかし、予想されるけれども、それはやらなければならないことになつてくると、必然的に、問題は機械が廃棄された、廃棄された機械が適切な処置をもつてそれがスクラップ化されていくべきいいのですが、それがまたいわゆるより零細な家内工業的な形の中に引き取られて、そこでさ

一、二計画を伺つてみますと、従業員が七、八名の零細企業がグループに参加するといふような例もございまして、こういうような雰囲気をもたらし進めたいとしまして、零細企業の方々もぜひこの構造改善対策の中に乗っていただきたいといふことで指導を徹底いたしてまいりたい、このように考えております。

○佐野(進)委員 中小企業庁長官にここでちょっとお尋ねしたいのですが、いまのようなお話で、一般的にもそうですが、特に構造改善の対策の中にある業種について、これはもう必然的に、ある程度強制的にそこに入らなければ切り捨てられていくという形になるわけですから、入るよう指導するといふことであっても、入らない業種もあるわけですね。そういう場合、いわゆる合併、解散、買収、そういうような対象の業種になった場合ですね、これに対する立ち直り資金というか、そういうような中小企業対策の面から見た対策といふことが当然考えられていかなければならぬと思ふのですが、それらについて、これとの関連の中で一般的ないわゆる企業の解散と違つた、法律的な規制に基づく半ば強制的なような形の中における解散、買収、合併あるいはグループ化といふようなことに対する金融措置あるいは対策といふものを当然考えてしかるべきではないか、中小企業対策の面から考えてしかるべきではないかと思ふのですが、この点が一つ。

それから繊維局長には、そういう場合においていわゆる譲渡所得なり清算所得なり合併差益に対する非課税措置なりといふ具体的なあたたい対策をやはり立てていかなければ、その人たちに現実の面から立ち直る機会を与えたいといふことはなかなかできないのじゃないか、こう考えるわけですが、それらに対するお答えをひとつ願ひたいと思ふのです。

○乙竹政府委員 まず第一に、先生のいまの御指摘の業種は構造改善事業が必要な業種といつていいと思ひますが、これにつきましては、零細層を切り捨てにならないように、取り残さないように、われわれとしては最大の関心を持つておるわけでありまして、したがひまして、繊維雑貨局をはじめ各局にお願ひしておりますのは、ぐるみでもってひとつ零細業者を連れていってほしいといふことであります。行政指導も当然行なわれるわけでありまして、したがひて、中小企業振興事業団が七割の金を貸すわけでありまして、七割の金のほかに三割は自己調達をしなければいけない。いまのメリヤスの場合もそういうことが出てくるわけでありまして、その三割分につきましては、われわれは商工中金でもって極力御用立てをしようといふ準備をしております。

したがひまして、まず第一に、零細層がやはり構造改善の業種として競争力を持ち得るようになるに連れていくといふことに中小企業庁としては最大限の準備をしております。それからその金といたしましては例の中小企業金融公庫で来年度七割特利の構造改善資金ワクというのを設けるように財政投融資計画にはなつておりますけれども、この七割の資金ワクを大いに活用してまいるといふことが考えられると思ひます。

それから第二に、それでも自分は構造改善をしていくのはもういまだ、ほかの業種に転換したいといふこと、これは当然起こつてくると思ひます。それは考えようによりましては、その業種で競争力をつけていくのがいいか、あるいは思い切つてこの際他の業種に転換をするのがいいか、これはそれぞれ中小企業庁の判断どころであらうと思ひます。したがひまして、転換を容易にするといふことは、われわれとしてぜひ助成措置を講じなければいけません。先生御指摘のとおりでございますので、それに対して準備いたしました政策といたしましては、税制で構造改善準備金という税制が充足いたしておりますけれども、これは構造改善業種につきまして千分の十五を積んでよろしいという規定がございすけれども、これを二十五に引き上げるということ、この二十五の金は当然構造改善のために使ひますけれども、転換のためにも使えるといふふうに、実は税務当局

と内々了解済みであります。それから第二に、さつき申し上げました中小企業金融公庫に準備いたしました七分の金でございすけれども、これにつきましても、転換資金としてこれは活用ができるということに話がきまつております。その活用ができます。それから第三に、当然のことでございますが、一般的な税制、金融措置でございます。中金でございすとか公庫の活用とか、さらに特に零細層で私必要と思ひますのは、信用がないといふことでございすので、保証制度を活用していく、そして担保力がない人についても転換のための新しい資金の保証制度を活用することによって生み出せるように保証協会を活用していく、以上のようなことを一般施策として考えております。

○高橋(源)政府委員 特定繊維産業につきましては、先ほど申し上げましたように、吸収合併の場合、あるいはいわゆる対等合併の場合、税制上合併税制の適用がございす。それからメリヤス、染色業につきましては、現在ではございせんが、これは必要に応じて関係のところと御相談を申し上げていきたい、このように思ひます。

なお小規模事業者の方々に對する措置としましては、先生よく御存じの所得税関係においては、基礎控除あるいは配偶者控除その他の点で免税点が非常に高められておりますので、この点である程度の措置がなされておる、このように考えます。

○佐野(進)委員 私はあなたの方で出した資料を讀ましていたしまして、今度のメリヤス業の企業規模、これが非業に零細規模の企業が多いといふこと、そこに働く人たちが多いといふことをいふまじらうに感じたわけですね。九人以下の構成員を持つてゐる企業、これが四十二年で九千二百九十七、六四・六%、四十一年で九千三百五十二、六五・五%といふ実績があるわけですね。さらに十人から二十九人、いわゆるわれわれが一般的に小規模と一口に言ひ得る対象業種の人たちが、四十二年で三千九百四、二七・一%、これ

は四十一年度も同様で二七・一%ですが、この両方を合算しますと、メリヤス業全体の中で三十人以下の企業規模の工場が四十二年で約八十一%以上、八二%にも及ぶのですね。そうすると、實際上いわゆる規模の適正化をはかるという形の中で対象にしてあなたの方がこの構造改善対策を行なうといふことになると、三十人から三百人以上と称する——三百人以上といふものはきつめて少ないですね、三百人以上はそれぞれの年度において〇・二%程度ですね。だから三百人以上のはまだ中小企業の段階ですね。三百人以上といふことになると中小企業以上になります、しかしいづれにしても全部が中小企業といつても——〇・二%を除いてはほとんどがそういうような形になるわけですね。きのう大臣が、武藤委員の質問に答えて、中堅企業をつくる、いわゆる中小企業というよりも中堅企業対策という形、そういうような企業規模に持つていきたい、日本の経済の将来の発展のためにそういう層があつてもいいのではないか、こう言われておりますが、中堅企業といふ形に持つていく対象になるものが、全体的に見ても、いわゆる百名から二百九十九名の工場はわずかに一・六%程度しかないわけですね。だから、これはそうしたいといふことで、こういうような構造改善事業に取り組むといふことはいいとしても、なかなか現実の問題としては、零細並びに小規模企業対策としてこれらの問題をどうするかといふことに現実の面では焦点を向けざるを得ないと思ふのです。したがひて非常にむづかしい点があると思ふのです。したがひて、だから、そういうことかといふならば、たとえば金融上の措置にしても、なかなか、新しい機械を一基購入するといふことだけでも、メリヤス製造機の種類にしても、染色においては特にそうですが、非常に高額な資金を必要とするわけですね。

〔委員長退席、浦野委員長代理着席〕したがひて、高額な資金を必要とするのに対してなかなかその融資の全体のワクが少くない、したがひてその対象にしなければならぬ小規模のもの

ではなかなか規模の適正化ははかれない、だから必然的に切り捨てごめんの政策にならざるを得ない、私どもは、こういうような循環がどうしてもこの対策を講ずる中で出てくるような気がしてしょうがないわけです。だからそういうような面に対する対策、いわゆる歯どめ、解散だとかあるいはどうだとかいうことのないように、あるいは吸収、合併、それがほんとうにいま九人でも十人でも、その規模の小さい中において企業を経営している人たちの自主性を尊重しながらする協業化という形でなくして系列化、この構造改善対策が事実上大企業の利益につながるような対策におちいつてしまふような指導は、ここではあつてはならないと思うわけです。

そこで、その織布の関連の中で、そういうような点について、どの程度今日まで、いわゆる脱落というか、整理され、倒産以外にです、そういうような形の中で整理された企業があるのか、ではなくて、大部分がグルーピングされるような形の中で対策が進められているのか。わずか一年半かそこらの実績ですからどうとも言えないでしょうけれども、この際、参考のために聞いておきたいと思ひます。

○高橋(淑)政府委員 どの程度脱落者があつたかという点は、ちょっといま明確にお答えできませんけれども、逆にどの程度まとまりがあつたかという実績は四十二年度に出ておりますので、御参考になるかと思ひます。

これは、綿・スフの織布業につきまして、いまお話しのように、企業合同をやりましたり、協業組合をつくりましたり、協同組合をつくりましたり、あるいはその他のグルーピングをはかった実績を見てまいりますと、綿・スフの場合に、グルーピング数は百六十三でございました。その中に加盟した企業は二百七十六企業、それから綿・人織の場合、グルーピング数が四十九、加盟企業は五百三十五、しかもこの綿・スフの企業の規模を見てみますと、二十五台以下の企業の数が約千四百企業でございます。それから綿・人織の場合は約三百六

十ほどございまして、先ほど申しましたように六十数%の比率を占めておるといふことでございまして、小さくてもこれがお互いにまとまり合つていこうという動きは実例から認められることであらうと思ひます。こういう方向は今後ともぜひ推し進めていきたい、このように考えております。

○佐野(進)委員 この面については、先ほど来強調しているように、中小零細企業対策の面からいっても特に配慮して対策を進めてもらう必要があらう、こう思ひますので、織布業の現状と対比しながら、メリヤス業のこの構造改善対策については十分真剣に取り組んでもらいたいと思ひます。

それからもう一つ、きのうも私は質問いたしましたのですが、きのうはさつと質問を一般的にいたしましたために、深く質問に入ることができませんでしたので、きょうあらためて質問してみたいと思ひます。その、いわゆる繊維の構造改善ということ、いまの日本のあらゆる産業構造の中で、石炭もそうですが、いろいろある中でも最も重要な部門に属する対策だと思ひます。したがって、通産当局も熱心にやっておられるし、われわれもこれに対しては積極的に関与するということをやっておるわけですが、しかし今日の、きのうも大臣に質問し、あとでこれからまた質問したいと思ひますが、国内外の情勢を見たときに、なかなかこれをよくやりたいと思ひながら実際上進行することがむずかしい諸条件も随所にあるわけです。特にこの前の附帯決議の中で、対象業種については、繊維産業の実情を考慮し、その拡大に努めることと、こういうことで、その考慮した形が今回メリヤスと染色が対象業種になつてきたと思ひます。

きのうも質問したのですが、然る業、手捺染業あるいは縫製加工業、こういうものが対象業種としていまだ出てこないといふことは、逐次やつていくのだといふきのうの答弁であつたわけですが、原因がどこにあるのか。最大の問題として、縫製加工業というものは、織布あるいはメリヤス、縫製加工、これは全く一体、一列に置いてもいいように思ひます。特に縫製加工業の繊維業界に占めるシェアといふことが、そういうものは全体的な中で相当高いウェイトを持つていて、思ひます。それが今回加えられ得なかつたといふことは、縫製加工に従事する人たちは、縫製加工といへばたくさん業種があると思ひます。非常に大きな失望感を持つておるのではないかと。持つておるだけでなく、事実上の問題としてこの人たちが対象業種に加えることのできない内面的な要因も多くあるのではないかと。こういうようなことも感ずるわけですが、それらの点について公式な見解というか、繊維雑貨局のほうでこれらについてどうして対象業種に加えないかと思ひます。

○高橋(淑)政府委員 昨日御説明が足りませんでしたけれども、縫製加工業のうち輸出向け縫製加工業につきましては、昭和四十三年度の予算で国の内外にわたりましていろいろの角度から調査をいたしました。そしてその調査結果をいままとめておるといふ段階でございまして、したがって、その結果どういふ対策を必要とするか、またそれをどういふ体系のもとで実施するかというところについて、いま検討を始めておるといふ段階でございまして、そして内地向け縫製加工業につきましては、実はこういうような実態調査をやる場合に、業界の意向を伺つてみたわけでございますが、その時点におきましては、業界としては特にその希望を持たないという意向の表明がございました。したがひまして、この内地向け縫製加工業につきましては、現行制度のもとでいろいろ諸対策を地道に当面進めていくという体制にございまして、これが現状でございまして。

○佐野(進)委員 業界のほうで、内容を聞いたから、構造改善事業の対象業種にならなくてもいい、こういうような意向だつたと、こういうことですが、あなた方が繊維行政を行なうに際して、それでもいいと思ひますか、どうですか。この際

ひとつ伺つておきたいと思ひます。

○高橋(淑)政府委員 構造改善を実施する必要性は、輸出向けといへども内地向けといへども、同じく必要性があると考えております。ただ、構造改善の進め方に、いわゆる特別方式と一般方式といふものがございます。この特設法体系による特別方式といふことになりまして、助成も非常に厚いかわりに、またある意味において非常に義務を課せられるといふことで、やはり業界内部がそれだけの決意を持ち、またいろいろの準備を進め、計画を樹立し、それを実施していくといふことができない業界でなければ、またそれだけのまとまりがないと、なかなか特別方式には乗り得ない、こういうふうに考えますので、内地向けの縫製業界としては、とりあえずのところ、いわゆる主目的条件といふものを考えますと、一般方式といひます。あるいは現行の諸制度を活用して、いままでもある程度の成果をあげてきておりますので、いまの段階においてはこの方式で進めていくといふことが現実的ではなからうか、このように考えます。

○佐野(進)委員 輸出向けと内地向けと二つあるわけですが、縫製加工業については、いわゆる内部的な、主目的条件が整わない。けれども主目的条件といふものはいろいろあるわけですね。企業の内部の条件もあるし、需要の面における条件もあるわけですが、その中におけるところ、一応企業の内部というか、お互いの業界内部における条件が整わないし、また整わないだけでなく、そのことを、縫製加工業に関しては、繊維の中におけるメリヤスや織布や、そういう業界と違つてまだ安定しておる、こういううぐあいに見ていけるのか、あるいは内部的な条件は整わないけれども手を付ける、メリヤス業に対する商工組合連合会といふような形のものをつくり得る条件になら、いわゆる産地組合の構成にまでまだ至らない、その前段階であるからどうにもしようがないのであつて、しかしそれについてはやはり将来さういふような指導をしていく必要があるんだ、こうい

うようにお考えになっておられるのか、あるいは業界の自主的な判断に基づく運営だけでいい、そういうぐあいにあなたのほうで考えておられるのか、この点ひとつ聞いておきたいと思ひます。

○高橋(淑)政府委員　やはりまず内部的に十分業界としてまとまるということが大事だと思ひます。そういう方向でわれわれとしてできる限りのことは指導面で行ないたいと思ひますけれども、やはり各段階があろうかと思ひますので、いまの状態において一足飛びに特別方式による構造改善を進めるといふことは、まだ時期尚早であらう、このように考えます。ただ、構造改善の必要性については、われわれとして十分その必要性は感じておりますし、また業界のほうにもその点は呼びかけております。

○佐野(進)委員　大臣、あとまだあるのですけれども、質問をあまり一括してやるとあれですから、いままで質問申し上げた三つの点について大臣の見解を聞いて、次の質問に進みたいと思ひわけです。

一つは、いわゆる構造改善事業としてすでに行なわれておる繊維業との関連の中に、メリヤス業がどういふ位置づけにあるかというのを質問いたします。結論的に申し上げますと、メリヤス業は取引の改善のほうに対する繊維工業構造改善事業協会のほうから保証して三割の融資の道は開けるけれども、設備ビルドに対する融資三割についてはその方法がない。こういう点については中小企業庁長官が別のほうから配慮を考へておる、こういうことですが、私は、せつかく二年たった今日対象に入る業種だから、いいことだけれどもワタがないということではなく、ぜひひとつワタをつくってもらいたいということを繊維局長に要望したわけですが、これに対する大臣の考えを聞きたいことと、それから一割は都道府県がそれぞれ業界といふかそのグループに対して無利子で融資することになるわけですね。都道府県に無利子で一割を出させて、政府は事業団を通じて、二分六厘という安い金利ですが、金利を取って融資をす

るという形ですね。この繊維の事業の場合は特定の地域に非常に片寄つておる面が多いわけですね。たとえば東京とか、栃木とかいふような、具体的に名をさすことによってそこに集中することのできるような業界だと思ひます。そうすると、その都道府県が財政的に負担すること、実際上の問題としてたいへんなことになると思ひます。一割の金を無利子で貸し与える、それが一つの条件になつていろいろ融資の道が開けてくるという、現行の融資制度からするとたいへんな問題じゃないかと思ひます。この点については十分改善する必要があるのではないかと、うことを申し上げておつたわけですが、この点についてひとつ見解をお聞きしておきたいと思ひわけです。

それから二つ目は、先ほど来申し上げておる、メリヤス業については十人以下の企業あるいは三十人以下の企業は八割二分、企業数においては大部分が対象、いわゆる小規模企業が非常に多いということですね。これはグループにする際、さつき局長は繊維の場合は非常に順調に進んでおると言ひますけれども、実際上の問題としては切り捨てられる、あるいは廃業する、あるいは極度に零細化した家内工業的な形になつて、深夜、早朝を問わず、労働条件等に対する非常な悪弊害をもたらし可能性を持った企業規模のものが多いいわけですね。これらに対して十分なるアフターケアといふか、対象業種に指定したあとにおいてはもちろんですが、いまからそれらについて十分なる対策を考へていく必要があるのではないかと。これは税制上においても金融上においてもそういう措置が必要ではないかということでも申し上げておるわけですが、これらについての大臣の見解をひとつお聞きしておきたいと思ひます。それから、いま対象業種の拡大について質問をいたしておるわけですね。その中で特に縫製加工業、これはあとからの質問にも関連するわけですが、メリヤス、織布といふように零細な同じような条件にある業種が構造改善の対象業種になつて

おりながら、縫製加工業は対象になり得ない。なり得ないといふのは内部的な条件でなり得ないといふたようなことがいま局長から説明されたんですが、これはやはり一つの政治的な指導というか、行政上の指導というか、そういうものも必要ではないか、こう考へるわけですね。これを放置しておいてメリヤスや織布業の構造改善が進んでおいて、いわゆる繊維政策としては繊維産業に対するあたたかい対策にはなり得ていかないのではないかと、こういうような気がするというところで質問を続けておるわけですね。この三点について大臣の見解をお聞きしておきたい。

○高橋(淑)政府委員　私の説明が少し足りませんでしたので、一点だけ補足させていただきます。

先ほど私、中小企業振興事業団から設備ビルドの金利が二分六厘と申し上げましたが、この中身は、国の一般会計から四〇%、それから財投から二〇%、計六〇%が資金として出まして、都道府県から一割の資金貸し付けが事業団に行なわれまして、それを全部プールいたしまして、その結果事業総規模の七割部分が貸し出される、その金利が二分六厘ということでございます。私の説明がその点足りませんでしたので、先生の御質問の第二点と関連があると思ひますが、補足させていただきます。

○大平(國務)大臣　金融措置の問題でございますが、中小企業庁長官から申し上げましたように、中小企業金融公庫のほうに低利の特別ワタを設定して需要に応じようという姿勢をとつたということでございます。そして、ことしこれに対応してやつてみまして、實際上非常な制約が実施面においてあるということでございます。新たなくふうをしなければならぬと思ひます。

それから第二の、府県に無利子の供出をお願いしているわけでございますが、これはあなたがいま御指摘のように、非常に産地がかたまつておりますし、端的にそういう産地を持った府県の地域公共団体としての責任から申しましても、受益団体としての責任から申しましても、ある部分無利子

で御供出をいただくことは決して無理じゃないかなう。で、国のほうの金の問題になりますと、全体としての資源配分から申しまして、全国的に配分効用をできるだけ均等にしようというぐあいに配分されなければならぬので、あるいは局地的に申しますと隔靴掻痒の感があるだろうと思ひますけれども、財政制度の問題としてはそういう措置をとらざるを得なかったのではないかと思ひます。いま高橋局長からも御説明申し上げましたように、国のほうは四割出しておるわけでございますから、その割合が必ずしも妥当を欠いておるといふように私は考へません。

それから、御指摘になりました残余の業態、縫製業、それからあなたが触れになりました燃糸製造業でありますとか、あるいは第二次の衣服でありますとか、あるいははきものあなたが御指摘になりました流通部面とか、まだ残された部面がたぐさんございます。これはいま局長からも話がありましたように、第一は主体的な内部の条件、つまり構造改善をやるという決意が固まつていないというふうな都合が、まだ十分でないという主体的な条件もあることと思ひます。それから役所の都合から申しますと、いままでもそうでございますけれども、大きな政策を実行する場合、よく実態調査を先行してやらしていただきます。その準備期間が一応要るわけでございます。そういう準備が完了していないという事情もあるわけでございます。

それから、私も考へますのに、第三の問題といたしまして、流通関係などにつきましては特にそうでございますけれども、いまの構造改善政策の政策のフレームの中で一体解決できるのかどうか、全然また別なシステムを考へないといけないのじゃないか、そういう問題もございまして、手順は踏んで十分の調査をして、主体的な条件も固まつていくことと相まちまして、逐次実行さしていただいたらどうかと思ひます。

それからその次の問題といたしましては、小さなものがたぐさんあつて、御指摘のように縫製、メ

リヤスでございますか、仰せのとおりだと思つたのでございまして、メリヤスというのが繊維産業の中で非常にティビカルな性格を持ち、零細性をもつておると思つたのでございまして、この構造改善というのには非常に難事だと思つたのでございまして、それをグループ化するか——グループ化と申しまして、大きな規模のものに固めていくというところもありまして、独立の企業体を維持しながらいろいろ共同行為、共同の倉庫を持たしたり、集中配送を計画したり、あるいはいろいろ集約的な取引形態に持っていく、いろいろなくふうをこらす意味の集約化もあるだろうと思つたのでございまして、これはそういうやつかいな業態であるだけに、先ほど申しましたそういう主体的な条件の成熟も待たないで、同時に繊維の市況が非常によろしいと、ともすればのど元過ぐればのほうで、あまり改善マインドということになりませんし、ある種の危機感を持つてこないとなかなかうまくいかない事情もあるだろうと思つたのでございまして、御指摘のとおり、繊維工業の構造改善という、規模を適正化していく、近代化していく、そしてついに戦える企業にせなければいかぬ、そして皆さんの福祉をこれを通じて向上してまいらなければならぬという基本の方針が動かしがたい以上は、何とていもやつかいではございまして、手を染めていかねばいかぬ、順を踏んでやってみなければいかぬ、私も決して手をゆるめずに検討を進めて、用意ができたものから実行させていきたい、そう考えております。

○佐野(進)委員 それでは時間もだいぶ経過いたしましたので、私はあと二点ばかり御質問をしてみたいと思つたので、それは、いま大臣からお答えがありましたけれども、いわゆる縫製加工業というか、このメリヤスもそうですが、あるいは織物もそうですが、今度構造改善の対象業種になるについては、いわゆる国際競争力にうちかつのだ、そのためにはい

まのような小企業立の傾向をやめて、一定の業態をつくり出す、設備も新しくするんだということになっておるわけですが、きのうその点についてはだいたい質問いたしましたのですが、もっと突っ込んだ質問をきょうはしてみたいと思つたので、その一つは、この前の附帯決議の中にも出ておりますが、「中小繊維業種に關係の深い、逆委託加工貿易については、悪影響が生じないよう充分配慮すること」という附帯決議がつけられてこの前法律が通つておるわけですが、その面から見て、今日の段階においても相変わらず逆委託加工貿易というものが行なわれておる、何ら改善のあとがないのじゃないか、こう言つても過言ではないような状態にあるわけですが、どのような措置をとってきたか。これはひとつ繊維局長に伺いたい。

○高橋(源)政府委員 保税加工貿易あるいは委託加工貿易、これは一般的にはやはり貿易自由の原則に従ひまして行なわれておるわけですが、いまもしいまのお尋ねの件が、関税の軽減を伴ういわゆる付加価値税制度の点についての御指摘であるとして、まずこの点は繊維産業、特に中小繊維産業に与える影響が非常に強くて、国内の多くの零細な繊維業の下請の形態をとつておる方々に対してたいへんな影響を与えますし、また産地の経済にも悪い影響を与えます、これを導くことは困難である、このように考えて対処いたしております。

○佐野(進)委員 いわゆる保税加工貿易というのは、日本の国内における加工賃金というものの対して、いわゆる労働賃金に上乗せしてコストが上昇する。したがって、そのコストを減額する意味において韓国なり台湾なり、特に韓国へ日本の生地を輸出し、韓国において加工したものをこちらに持つてくる。その中において、いわゆる税金上における、輸出税制における保護という形の中で、こちらの製品を売りさばく商社にとっては、日本における加工業者を犠牲にしても韓国の加工業

者にこれを委託し製造せしめたほうがコストが安くなる、こういうような形の中における実際の取引が行なわれておるわけですが、だからそういうことを、これではいけないではないか、悪影響が生じて困るのではないかと、この前の附帯決議の趣旨だつたと思つたので、そういうことについて、いまの局長の答弁では全然具体的な配慮が払われていない。やむを得ないというように形であるとするならば、メリヤス業の構造改善をするというように形の中で対内的な措置を講じて、現実には低関税競争力を強化する必要がある、形の中で今日国際競争力を強化する必要がある、だといふようなことでこの事業が行なわれようとする、これについて、たいへん矛盾しておるのじゃないか。これらに対する抜本的な対策を立てざる限り、この事業の成果もあがらないではないか、こういうぐあいに考えるわけですが、これはもし局長が答弁でき得ないという問題であるなら、大臣からひとつ御答弁をいただきたいと思つたので、○大平(國務)大臣 一つには、わが国の中小企業の一つの発展の方向といたしまして、高度の加工、付加価値性の高いものにだんだん移行していく、そういう方向が考えられ、現にそういう方向をたどつておるわけがございまして、経済全体が重化学工業化するという傾向も一面ありまして、したがって、日本の貿易構造もそれを反映いたしまして、構造的な変化を来たしてございまして、その傾向は決して不健全なものではないと思つたので、そこで、そういうような方向をたどる場合に、非常に労働集約的なものをチーフプレーヤーとしてやつてまいらうというところも自然の趨勢として一応考えられることとございまして、日本が完全にそのように高度化してしまえば問題はないのでございまして、高度化しても、問題は、いまちょうど過渡期にあるわけがございまして、佐野さんの御心配も、そういう過程においては深刻な衝突がわが国の零細企業に与えられては困るという御心配だかと思つたので、その御心配につきましては、憂い

を私もともにするわけがございまして、したがって、いま、現実起こつておる問題は、御案内のように、韓国関係で起こつておるわけがございまして、これはまた別な角度から、去年の夏の閣僚会議で韓国側のほうから強い要請がございまして、その後政府側でいろいろ協議を重ねまして、冒頭に申しましたような配慮のもとに、最小限の品目を限定いたしまして、それでその要請に応じよう、こういうことにして、今国会で関税定率法の改正案という形で御審議願つておるわけがございまして、これはわが国の近隣諸国、隣組でございまして、両方ともいまだといつて引越すわけにいきませんし、長い付き合いをやつていかなければならぬわけがございまして、それで、いま言つたような配慮を加えながら、できるだけ支障のない範囲内におきまして隣組のおつき合ひということを考えさせていたところ。(発言する者あり)しかし、考える場合も、国会の皆さんの御意見も私もよくわかつておる、品目の法定をお願いしよう、普通ならば、あんなものは政令でお願いしまして、政府におまかせ願ひのが常識なんです、ございまして、そういう方法をとらずに品目を法定して、国会の公明な議論においてスクリーンをかけてやろうというくらい大事をとつたやり方をとつておる、すなわち、先ほど申しましたような配慮からでございまして、その点、非常に神経をこまかく考えておるつもりでございますので、政府におまかせ願ひても万々差しつかえない、間違ひはないと思つたので、そういうような大事を踏んでおるくらいは、お声の大きい人も含めて御了承をいただきたいと思つたので、

○佐野(進)委員 先ほど来私が質問申し上げておるの、対内的な問題については、十分、大臣、中小企業庁長官、繊維局長ともに、積極的な姿勢で取り組むというところはいいことだと思つたので、けれども、対外的な問題になると、確かに大臣がいま答弁しておるうちに、こちらだけの考え方ではないか、いわゆる国内の業者間において

まして、現実起こつておる問題は、御案内のように、韓国関係で起こつておるわけがございまして、これはまた別な角度から、去年の夏の閣僚会議で韓国側のほうから強い要請がございまして、その後政府側でいろいろ協議を重ねまして、冒頭に申しましたような配慮のもとに、最小限の品目を限定いたしまして、それでその要請に応じよう、こういうことにして、今国会で関税定率法の改正案という形で御審議願つておるわけがございまして、これはわが国の近隣諸国、隣組でございまして、両方ともいまだといつて引越すわけにいきませんし、長い付き合いをやつていかなければならぬわけがございまして、それで、いま言つたような配慮を加えながら、できるだけ支障のない範囲内におきまして隣組のおつき合ひということを考えさせていたところ。(発言する者あり)しかし、考える場合も、国会の皆さんの御意見も私もよくわかつておる、品目の法定をお願いしよう、普通ならば、あんなものは政令でお願いしまして、政府におまかせ願ひのが常識なんです、ございまして、そういう方法をとらずに品目を法定して、国会の公明な議論においてスクリーンをかけてやろうというくらい大事をとつたやり方をとつておる、すなわち、先ほど申しましたような配慮からでございまして、その点、非常に神経をこまかく考えておるつもりでございますので、政府におまかせ願ひても万々差しつかえない、間違ひはないと思つたので、そういうような大事を踏んでおるくらいは、お声の大きい人も含めて御了承をいただきたいと思つたので、

も、大企業がみずからの利益を守るために、小企業を犠牲にしてでもかまわない、これが自由なる競争という名のものと、むしろ国内産業を犠牲にして外国産業の利益をはかる。しかも低開発国の追い上げという形の中で、国内産業が置かれておるきびしい条件を無視して、みずからの利益を守ろうというものは、これは許し得ない行為ではないか。多少利益は少なくとも、やはりみずからの、国内の同業というか関連業の条件を考えてやる必要があるかと思ふのです。これについては、時間もなくなりまして、一段と大臣努力して、逆委託加工貿易——保税加工貿易ともいえますけれども、こういうものについては、積極的な取り組みをしてもいいかと思ふのです。

もう一点最後に聞いておかなければならないことがありますが、質問してみたいと思ふわけですが、これはきのういろいろ議論した問題なのですが、今度のメリヤス業、染色業ともにそうですが、やはり国際競争力を強化するという形の中でいろいろ対策を立てておられるわけですが、対内的には、そういう形の中における対策を立てるといふことによつて、結論的には、われわれ心配することとは、片や大企業ができていく、どうしても大企業中心にした系列化によらざる限り、構造改善はしたけれども企業の存立は成り立たなくなる、片やそれから出たものは、極度に零細化した家内工業的な形になってくるといふ極端化したというか、そういう形態にならざるを得ない現実を追いついた形になっていくと思ふのです。そういうことをどうやって防ぐかということが、非常にこの問題の中における大きなポイントだと思ふので、これについての大臣の御見解を聞きたいというところ、それからもう一つは、それと同時に、今度は対外的な問題として、きのうも御質問申し上げたわけですが、アメリカの動きというものは日本の繊維産業がどうしても左右されなければならぬ、左右されざるを得ない。これは日本の繊維産業だけではなくて、日本の貿易全体がそうですが、これをどうやって脱却するか、どういう方

途をこの繊維産業において見出すかということについて、この際やはりもう一度議論をしておいたほうがいいのではないかと私は思ふのです。

時間がありませんから続けて御質問申し上げますが、通産省から出した資料の、輸出先の状況を見ましても、その他いろいろ資料を見ましても、今後、繊維事業が非常に不況におちいって行くのではない、将来の展望は明るいとしても、その明るい条件に影をさすものは、アメリカの繊維輸入制限問題が一番大きい影をさす条件に数えられざるを得ないと思ふのです。そうしたとき、このアメリカがいまやろうとしておる対策としては、アメリカがへともかく繊維品を入れては困るよという対策を立てるわけですね、日本に対して。それからもう一つは、逆の意味で日本の品物がアメリカへ行つてもらうと困るよというだけなら、まだある程度納得がいくと思ふのですが、もう一つはOECD、UNCTADを通じて、いわゆる低開発国に対する特惠関税を早く実施しろ、こういうことについてきびしい締めつけが行なわれているわけですね、日本に対して。これはアメリカではなくてOECDだといえ、OECDですけれども、事実上の問題とすれば、OECDとはいえないながら、アジアの地域においてはアメリカの影響が、一番大きいと思ふのです。この低開発国と日本との関係の中においては、したがって、アジアの地域におけるところの、低開発国に対する特惠関税を供与することになれば、必然的に日本がその対象になる、先進国というのは日本だけではないのだから。したがって、アメリカはみずからこの国にあっては繊維については輸入制限をするというけれども、韓国、台湾、香港に対しては、いままさに競合する形があるけれども、それはどきびしい条件は与えないで、むしろそういう国々が日本に対して特惠関税を供与させて窓口を広くするということになりますと、日本の品物は入れちゃいけませんよ、日本に対してはこれらの国々の品物をどんどん入れなさいよ、こういう形の中でみずからの利益だけを守り、そうしてそれらの低

開発国のきびげんを取り結ぶ、こういう形になっているわけですね、現実の問題として。これがますますこれから一年、二年、三年との構造改善事業が進展するに従つて、そういう対策が露骨になってくるであらうということが予測される情勢だと思ふのです。これに対してどうするかというところ、この構造改善対策をやることも低開発国優先の対策と、先進国、特にアメリカに対する対策とが、非常に大きい問題になってござるを得ないと思ふのです。だから私はこれについて、きのう大臣とだいぶやり合つたのですが、もっと対象を広げる、いわゆる繊維の輸出先の対象を広げる努力を積極的に行なう必要があるのではないかと思ふのです。たとえば中国ですよ。われわれが中国というところ、すぐ、何だ、アメリカに対する中国かと思ふけれども、それではない、そうではない、私も戦後何回か中国へ行きまして、あれど

も、中国における繊維産業は綿が中心であつて、非常に繊維状態というものが悪いというのが私どもの得た点である。東南アジア地域でも同様に非常におくれていると思ふ。こういう立場に対しては、もっと取引も拡大する、もっと輸出販路を拡大するということに努力を当然払われないのではな

いかと思ひます。

したがって、まず第一に大臣に聞きたいことは、アメリカのいわゆる輸入制限措置に対しては、きのうもお話がありましたが、積極的に取り組む。これに関連して、特惠関税を供与しなければならぬ低開発国に対して、アメリカのこれらに対する対策について、日本政府としてはどういう対策をとられるのかということが一つ。

それからもう一つは、東南アジア貿易については、この販路拡大について、いまだんだんと上がつてきてはおられますけれども、中国は全然上がつていませんね。これらについてどう考えるか、やむを得ないと思ひますか。この二点をお聞きしたい。

○大平國務大臣 アメリカというジャイアント、これはいろいろな意味で、安全保障の面からも、経済の面からも、非常に問題になる国なんですけれども、あれは一つの国旗のもとで史上空前の経済力が結集されておる一つの経済圏なんです。あれは歴史がたまたま一つの国にしてしまつたのですけれども、あれが本来四十にも五十にも分かれておつたならば、手間がたいへんかかると思ひます。対外関係の折衝がむずかしいうござい

は十分注意したいと思えますけれども、この取りきめができるまでは、ずいぶんこれはすったもんだの過程があるだろう、容易ならぬ交渉だろうと思っておりますので、いま盛んに英気を養っておかなければいかぬ、こう思っております次第でございます。

それからもう一つ、対中国との貿易は、覚書貿易と友好貿易とに分かれておりまして、非常に長期性を持った大量取引にかかるものが覚書貿易にかかっているわけでございますが、これは、私どもとしては、覚書事務所がパイプになって民間の交渉をやらせておるわけでございます。輸出の拡大、輸入の拡大、つまり貿易の拡大ということ至上の目標として、すきあらば拡大しようという気持ちでやっておりますわけでございます。ただ、貿易でございますから、まあ特定の年度をとってみると多少のアンバランスがあると思えますけれども、長くたつてみると、やはりバランスすべきものでございまして、いまの中共にとりまして、一九五六年以来、日本が最大の貿易国に、ソ連に次ぐかわつて、なっております。まあ、六億ドル近く記録しておりますし、去年の下半期からずいぶん伸びてきておるわけでございます。このことは、そんなに私はいままで経過が貧しい経過であるとは思いません。思いませんけれども、しかし、いま申しましたように、貿易である以上、今度、中国の対日輸出というものの結局一つの天井になるんじゃないかと思うのでございまして、そのあたりは、拡大されたバランスということを目ざしてやっていくことに少しも私はちゅうちょを感じないのでございます。なるほど、アメリカはあまり歓迎しないことなんですけれども、しかし、もうずっと、私が外務省におりました当時から、日本についてはもう何も言わなくなつてきておるといことは、日中貿易というのが非常に定着性を持ってきたおると思うのでございまして、拡大の方向に繊維も含めましてやることに對しては、ちゅうちょしないでがんばつてま

いるつもりでございます。

○佐野(進)委員 では、時間がまいりましたから、質問を終わりたいと思いますが、私は、いままでずいぶん長い時間いろいろ質問いたしましたが、結論的には、構造改善を進めるといふことについて、この業種が指定されるということとは、現在の情勢下においてはいいことだ、こういうことを前提にして質問をしました。したがって、こまかくなり過ぎた質問になったかわかりませんが、しかし、これはなおまだ質問の時間がございまして、私も研究しながら、この法案が審議が終わるまで努力をしてみたいと思うわけですが、いざにいたしまして、対内的、対外的にきわめてきびしい条件下において、この構造改善を行なうわけですから、通産当局もひとつ十分いまままで私質問を申し上げたことを配慮して取り組んでもらいたいと思つてございまして。

そこで、最後に大臣、一言だけけつこうですが、メリヤスをはじめに構造改善業種に指定されておるそれらの業種については、特惠供与はしないということは確約でございますか。いわゆる織布とかメリヤス、染色とかいうことについては特惠供与、この中に入っていないようですね。入っていないけれども、いわゆる例外品目の九十品目の中に入っているのかどうかかわりませんが、この際ちよつと聞いておきたいと思うのですが、メリヤス、織布等については例外品目としてあくまでもがんばる、こういうことにいまの答弁は受け取つてよろしいかどうか。

○大平国務大臣 品目につきましては、これはいろいろいまから、各国でやりとりをやらなければいかぬ関係で、発表しないことになってながらさしていただいておりますが、私は、先ほど申し上げましたように、繊維につきましては最大限の配慮をいたしてあります、また今後もしたいという表現から御理解をいただきたいと思います。

〔浦野委員長代理退席、武藤(嘉)委員長代理着席〕

○武藤(嘉)委員長代理 近江君。

○近江委員 今回のこの法案は、特にメリヤスと染色を対象にしたという構造改善の臨時措置法の一部を改正する法律案であります。私は、この法案のこまかい審議に入る前に、一体政府がいろいろ立てる対策、法案、これが実際にどれだけの効果をあげておるか。私は、今回のこの法案を提出されまして、実際に施行されても、どれだけの効果があるのか、非常に疑問を持っております。はたして中小業者をこれで救済できるか、また、これからの繊維あるいは染色を立て直すことができるか、非常に私は疑問を持っております。なぜ私がそのように疑問を持っておりますかと、私は、一つのケース、またいろいろ日本全国にまたがるそうした団地の実態を知るに及んで、国民の貴重な血税が中小企業対策費として使われている。しかし、それが私はむしろに碎かれておるといふ事実をあげたいと思つた。その点をほつきりとして、皆さん方がそれに対してどのように反省もされ、またどのように考えていらっしゃるか、根本的なことを聞かしていただければならぬ、この法案の審議に入る前から私自身そういう気持ちを持っております。ですから、ひとつ誠意をもつてこれからの問題については答えていただきたいと思うのです。

御承知のように、福井の染色団地です。昭和十七年から計画をされまして、あなたのほうでも御承知かと思つたが、政府関係の資金、いろいろ内容はありますが、まず県を通じて貸し出した金が七億七千万六千六百四十四円、商工中金が六億三千四百七十九万九千円、中小公庫が一億一千万、市中銀行が一億七千八百十萬、年金福祉事業団が四千八百万、その他が六億二千六百六十八万五千円、合計約二十三億六千万円がこの団地においては投下されておる。しかも、当初計画においては実に三十六万八千六百一坪、こういう広大な団地計画であります。福井のこの土地は非常にいい米ができました、いままでも年間一万六千俵とれておった。こういう団地をつくるというので、政

府がこのようにおっしゃるから、農家は泣きの涙でなつかしいふるさとを離れて散つていった。私は、そのときに買い上げた価格が安いのか高いか言いません。しかしながら、普通一般のことであれば、どんとんと資本が投下され、土地が買収され出してくれば、地価が上がってくる。しかし政府の計画だからということで、三十六万坪にまたがる広大なところで農業に従事しておった人が土地を離れた。あなたのほうでは計画がずさんだからというので、第一段階として二十一万六千五百坪という線に止つたということをお聞きしております。数字は間違いないが言つてくだされ。しかし、四十三年の八月二十日現在で、当初から出たときには三十六万八千六百一坪であつたのが、現在対象面積は四万八千九百三十四坪です。第一段階で計画がずさんであるということに変更した二十一万から考えても、十五万二千九百一坪というのはどこへ行つたかわからない。先ほどの政府資金にしても、一般市中銀行の一億七千八百十萬、これを抜いたとしても、要するに政府関係だけで十五億六千四百四十五万五千円の出ている。市中銀行だって信用もないうところに貸すわけがない。その辺の中小企業が行つて市中銀行が金を貸しますか。十萬円の金を借りるのにお百度を踏んで、泣いて、それでも金を借りられないというのが中小企業、零細企業の姿です。そういう市中銀行の額も入れると十七億四千二百五十五万五千円という金が出てくる。この福井染色団地はいまどうなつておるか御存じですか。私はこの間福井まで行って見てきた。写真も全部とってきた。大臣、一べんこれをごろんになつてください。どこに工場が建つていますか。広大な水たまりのような草原ですよ。これが八年間ほつたらした。あらゆる角度から私は写真をとつてきました。こんなずさんな団地計画がありませんか。十七億、十五億の金が八年間中小企業、零細企業に回されたら、ほんとうにどれだけ倒産から救われるかわからない。皆さんも御承知のように、倒産は戦後記録を更新している。どういふわけであ

いろいろな結果になってきたのか。まず初めにあなたの方の話を一べん聞きましょう。

○乙竹政府委員 ただいま御指摘の問題につきまして、事実を御報告申し上げます。

数字等、先生御指摘のとおりでございます。これは福井県の鯖江市にあります染色工業団地でございますが、昭和三十六年福井県の染色工業協同組合傘下の組合員有志が相集まつて団地計画をつくつたものでございます。最初二十一企業、内訳は、染屋さんの協同組合のメンバーが十二、それから関連業者である梱包業者が四、それから製函、箱づくりの業者が四、その他一ということ、二十一の業者が鯖江市の工場誘致によりまして集團化計画を立案したわけでございます。このねらいは、当時合織織物の成長が非常に期待をされてまして、この地は主として合織織物の染色加工をやつておるわけでありますが、この染色加工部門の規模を拡大する、したがいまして設備も高度化をしたい、それから現在の工場では狭隘でありまして、その余地がない、なおかつ染色は汚水が出てまいりますので、公害問題を解決しなければならぬ、まただんだん人が採れなくなつたものでありますので、工員を確保するための共同施設もつくりたい、こういうことで始まつたわけでございます。

当初、御指摘のように三十数万坪というふうな大きな計画が出てまいつたのでございますが、三十七年の二月この団体は福井県に対しまして工場等集團計画の申請をいたしました。県から、これはきまつております高度化事業の組織によりまして、通産局にあがつてまいり、通産局から本庁、中小企業庁にあがつてまいり、三十七年の八月に國が助成団地の決定をしたわけであります。この当初の三十七万五千坪という計画はあまりにも過大でございますので、先生御指摘のように、二十一万六千五百坪と修正をし、計画を認めました。その中で助成の対象土地といたしまして十六万三千二十坪を助成対象にきめたわけでございます。

こういう計画で発足をいたしましたところ、もちろんこの計画の当初におきましては診断、指導もいたしたのでございますけれども、その後経済情勢がうまくなく、この染色団地の事業は順調に進まず、また一面豪雪、長雨で工事が著しく遅延をいたし、時あたかも金融引き締めが重なるというふうなわけで、非常に大きな計画が持ち切れず、先生御指摘のように組合員がぼろぼろとかけるといふふうなことで、教次にわたりまして計画を縮小いたしました。現在のところ、四十二年度末に計画を最終的に変更いたしましたして、この中間におきまして、政府の体制といたしましては中小企業振興事業団も発足をいたしましたものでござい

ますので、振興事業団においても現地の診断をいたしまして、二十一万六千五百坪の計画を四万八千九百三十四坪に縮小、この中で助成地域といたしましては四万七千五百四十三坪、このように修正計画をし、現在再発足をしておるという状態でございます。この第三次の計画の認可をいたしましたのが本年の三月でございます。現在のところ、組合員は出入りがございまして、二十一社の組合員が現在十二社ということになっております。

以上、事実を御報告申し上げます。

○近江委員 いま申されたように、あなたも私のつかんだ範囲とびつたりの報告をされ、非常にまじめにおつしやつてもらつたので、この点で私は次に進みますが、要するに、現在はわずかに四万八千九百三十四坪になってしまった。実に政府の金をそれだけつぎ込んでおる。ここで、消えてしまったこの十五万二千九百一坪、これは一体どうなつておるか。このこまかい内容を言つてもらいたい。

○乙竹政府委員 事実数字がだいたいこまかくござい

ますので、担当課長をして説明いたさせます。

○矢野説明員 御説明を申し上げます。二十一万六千五百坪が現在四万八千九百三十四坪に変わつておりまして、そのいわゆる十五万余坪の内容でござい

ますが、四万八千につきましては、先ほど

長官が御説明しました十二企業の用地でござい

ます。その残つた十五万余の坪数でござい

ます。その中で非常に大きい坪数を占めております

のが伊藤忠商事所有の土地になっております。そ

のほかは下河端町に約一万坪、それから公園、こ

ういったものに四千坪ばかり、それからまだ組合が

抱えておられて、いわゆる売却予定といひます

か、予定して、はつきりきまつておりませんの

一万坪、道路とか水路といったものが四万五千坪

ござい

ます。それ以下は、大体この地区におき

かあるいは電気店であるとか、そういったものの

いわゆる小規模事業者に千坪以下は売却されて

おります。

○近江委員 最初のこの三十六万八千六百一坪

が、あなた方も計画のずさんといふことを認め

て、第一段階として二十一万六千五百坪とい

うふうに変更になつたわけでありませうけれども、

しかし、これを最初三十六万坪と話をきめたとき

にはもうすでに造成にかかつておつた。だから農

家は泣く泣く土地をみな手離した。そういう農家

の補償からならぬ考えれば、これはものすごく

問題を包含しているわけですね。この三十六万坪の

土地は一体どこが造成したのですか。

○矢野説明員 造成は、先ほど申し上げました福

井染色工業協同組合が造成に当たつております。

○近江委員 委員長、出席が悪ければ委員会を中

止するといふ話がいま出ておりますが、委員の出

席を委員長に要求します。

○武藤(無)委員長代理 善処いたします。

○近江委員 あなた、私はこの問題について前か

ら言つておるのですよ。あなた、言えないような

何かがあるのですか。守らなければならぬよう

なことがあるのですか。なぜ言えないのですか。

はつきりしない。

○乙竹政府委員 この問題につきましては、工業

団地、商業団地、非常に多数、二百近くあるわけ

でございますが、大部分はうまくやつております

ものの、中に幾つか実はうまくいっていない例が

ござい

ます。これは率直に申し上げまして、うま

くいかない例があります。その例は、調べて

みますと、この工業団地、商業団地制度が発足当

時、役所側もこの勉強が十分できていなかった、

また業界側ないし県当局——県当局と申しますの

は、これは第一次的には、先生御承知のとおり、

県が責任者でござい

ます。中小企業庁としては、

県に対して金を融資いたしまして、県が業界に対

して金を融資する、こういうことでござい

ますので、県が責任者でござい

ますけれども、県当局

も、非常に有利な金が豊富に入るといふようなこ

ともあつたのじゃないかと私は思ふのであります

けれども、計画について、当初の団地の中におい

て、ごく例外的に少数ではござい

ますけれども、計画必ずしも十分詰まつてい

なかつたものがあつ

たのではないかと、これはどうも率直に私は認め

ざるを得ないと思ひます。

それから第二には、その後襲いました経済不

況、特に経済不況が繊維に強く当たつておりまし

て、金融引き締めも重なり、さらにまた繊維は非

常に販路、製造方法等も浮動する商品でござい

ますので、この辺から結果的に見通しを誤つた、

こういう面がまた出てきておると思ふのであり

ます。そのようなことで、この鯖江の団地も非常に

大きな三十数万坪という計画で発足をし、協同組

合としては非常な希望に燃えて土地造成をし、発

足をさせたのでござい

ますけれども、その後の

経済の事情の変化、また見通しの甘さといふもの

が露呈されて、さつき御説明申し上げましたように、現在の段階においては四万余坪というも

のに縮小せざるを得なくなった。その中途におきまして、実は十坪弱に一度計画を縮小したのでありますけれども、その計画も維持することができなくて、四十年、四十一年、この二年は景気の直り、それから業界のまとまり、計画の練り直しということで団地の計画をストップせざるを得なくなった、私たち中小企業庁としてもこのストップを認めざるを得なくなった、こういう状況であったわけでございます。これがしかし、その後県当局の努力、また業界側の再発足の努力が実りまして、先ほど御報告申し上げましたように、本年三月、四万数千坪ということで決意を新たにしまして再発足をしておる、こういう状況でございます。

○近江委員 問題をずらさんと……。私はどこが造成したかと聞いておる。それはわからないのですか。

○乙竹政府委員 それは現在私のほうで調べておりません。すぐつかみません。

○近江委員 あとでいろいろ私は申し上げたいと思いますが、ここでこの二十一万六千五百坪のことをもう一度聞きたいのですけれども、私もいいかげんなことを言うておるとの違ひますよ。私はここにちゃんと地図を持っておる。全部持つておる。こういうわけで、交換とかいろいろなことは別問題として、要するに第一段階であつた方、計画がずさんだと認めて二十一万坪にしばつた。その範囲内で、どこが一番土地をたくさん占めておるのですか。

○矢野説明員 いまの二十一万坪の中で一番多く占めておられますのが伊藤忠商事、六万四千九百六十八坪でございます。

○近江委員 その六万何坪とおっしゃいましたそれは、あなたのほうで全部つかんだ坪数ですか。その坪数間違いありませんか。

○矢野説明員 私どもの調査で、現在の用地所有者の実態を調べた結果でございます。

○近江委員 政府は少なくとも十五億以上の金を出しておる。この金は、あなた方内容を一番よく

知っているはずだ。いろんな条件は刻々変わつておりますけれども、無利子の金がたくさんあるのですよ。これは中小企業に向かつて出した金と違ひののですか。何で大企業がそのようにたくさん土地を占めているのですか。どういうわけですか。おかしいじゃないですか。

○矢野説明員 これは経緯として御説明を申し上げます。

当初二十一万坪の決定をいたしました際に、助成対象となる二十一万坪の範囲におきましては、実は伊藤忠商事の用地はなかつたわけでございまして、造成地の北半分、非助成部分でございまして、非助成の分から伊藤忠に買却をし、伊藤忠が所有権を持ったという形になっております。その後のいわゆる組合のいろいろな不安定な状況から再建というふうな結果になりまして、そのときに実は第二次の、先ほどの十三万坪に実は計画を一時変更いたしましたけれども、そのあとに、結局県がこの地区につきまして区画整備事業の対象とするという形になりました。そのときに、たまたま県の希望する用地が実は伊藤忠所有の対象外のほうに——いわゆる区画整理の対象になります場合ですが、そこに伊藤忠商事の土地があり、そこで実は計画の再建分も含めまして、第三次計画をいたします際に、それと伊藤忠商事が対象外に持つておりました部分、今回規模を縮小する——第三次に縮小をつい最近したわけでございまして、その際にいわば不要部分になるところを交換をいたしました。要するに当初から見ますと二十一万坪という区画の中に伊藤忠商事の所有地というものが入つてきた。こういった結果に経緯としてはなっております。

○近江委員 その土地を交換したというけれども、その伊藤忠が持つておる土地は造成をやつた三十六万八千五百坪の中に入つておるのではありませんか。どうなんですか。

○矢野説明員 当初計画の三十六万坪の中に

○近江委員 それじゃ交換だつて交換じゃないじゃないですか。中小企業のためにそんなに金を出して、その時点で大企業にそんな土地をばつと売つていいのですか。その点はどうなんですか。どの法律に基づいてやつたのですか。

○乙竹政府委員 計画課長が御説明申し上げましたように、この団地は当初は三十七万坪でありましたが、この二つの部分からなつておりまして、助成部分が二十一万六千五百坪、それ以外の約十六万の部分は助成対象外、こういうことになりました。おるわけでございまして、それで、いまの助成部分の中には伊藤忠はもろもろ入つておりませんが、伊藤忠は、これはもちろん助成対象にしないものであります。非助成部分の中に伊藤忠がこの六万余坪の土地を持つておつた。なお、伊藤忠がなぜ一体こういう中小の染色業者とくつて土地を持つたのかということでございます。これも、われわれ今度知つたのでありますけれども、福井の染色業者は伊藤忠系の染色業者が相当多いということと、また伊藤忠商事としては、したがって、伊藤忠系の染色業者にしっかり競争力をつけさせるという意味で自分がかつぱり棒する必要がある、こういう意味もございまして、当初の三十七万坪の中に六万余坪伊藤忠の土地が確保された。しかしそれは、繰り返して申し上げますが、もちろん助成外ということでございまして。

○近江委員 助成外というけれども、あなた方の計画にずさんなものがあつたことを認めたからそれでいいというふうなものですけれども、最初三十六万八千六百坪を対象として造成を全部やつてしまつた。それからあなた方は、造成できてから二十一万坪も背負つておる。それで、農家は全部追われているのです、住んでいるところを。そういう点において、これは要するに三十六万坪の造成をした。二十一万坪、悪く言えば団地が、県がやるから大義名分を立てて一律の——土地には値段だつて高低がみなあるわけですから。いろいろな開発がされてくれば上がつてくる。それを大義名分を立てて全部買つてしまつて、助成はこ

れだけだ。そうするとべつと一緒じゃないですか。土地を追われた農家はどうなるのですか。それはどう感じていますか。

○乙竹政府委員 土地を提供した農家の方とすれば、当然そこに移つた工業団地がでる上があると、これを期待されて、祖先伝来の土地を手放されたのだと思つて。また土地を取得しないし、ここに団地をつくることをあつせんをした鯖江の市当局から見れば、ここに移つた工業の中心地をつくりたいということで、当初計画をまじめに上つてきたように、私たちの指導の足らなかつたところも重々認めるわけでありますけれども、計画の甘さ、またその後の経済情勢の激変というふうなもので、農家が期待し、またこの関係者が期待したような団地にすらすらと発展することができなかった、こういうことであつたというふうに私は想像するわけであります。

○近江委員 事実それだけの当初計画が、四万八千九百三十四坪というふうな何分の一かに縮小されてきて、そのような最初の予定地のところへ大企業がどんどん入つてくる。これで中小企業の浮かぶ瀬がどこにあるのですか。このままほうっておくのですか。大企業がばんばん入つてきている現状、これをどうするのですか。

○乙竹政府委員 これは当初の計画もそうでありましたが、先ほど申しましたように、伊藤忠といたしましては、むしろ比較的小さな染色業者のグループにてこ入れということが、もちろんこれは伊藤忠商事のためでもございまして、染色業者が立つていくために、この団地が再発足をしたいために、私はこれは必要であるというふうに想像するわけであります。想像と申しますのは、私たち、直接監督関係になつておりますいわゆる最終規模の四万八千坪には伊藤忠が入つておらない。隣接地に伊藤忠が土地を占めているわけでござい

ますが、私たちといたしましては、伊藤忠商事も積極的に協力をしてもらいながら、この四万八

は返還をさせねばいけないわけでございます。この返還は、まず土地が減りました分は六千八百七十五万六千円に当たるわけであります。これは当

中小公庫から金が出ておるわけでありまして、数字は先生さつき御指摘のとおりでございますが、返済計画、返済額については現在わかっておりま

ているかわからない、あとの計画もわからない。返した金はわずか一億足らずじゃないですか。この国民の貴重な金をどうするのですか。一体どう

ですよ。これははたしてそれだけの業者が、自己資金にしたって負担にしたってたえられるものであるかどうか。三十何万坪にもなんなんとするそ

れだけ広大なところに集まってきてやれるだけの力があるかないか、そんなことは最初からわかるじゃないですか。それは十年や二十年もたつて状況が変わるなら私も承知しよう。この計画をやり出したすぐから業者も倒れておるし、そういうような金もない、そんな見通しすら立てられない政府、あなたの方のずさんさ、そういうあなたの方が立てたこの法案だって、心配するなといったってみんな心配しますよ。はたしてほんとうに現状を把握して適切な措置をしているかどうか、それは言えないじゃないですか。もつとほかに何か深い理由があるのですか。こういうものを認めてこういうものをさせたというのは、次官がおっしゃった、ただ善意の解釈という意味だけではないとして、ほかにもつと何かやたらかという、そういうようなものがあつたんですか。もし何か聞いておられるようなことがあつたら正直にここで言つてもいい。これでは納得がいかない。

○乙竹政府委員 当初二十一企業で始めたわけでありましたが、第一回、これは三十九年度、このときの経済不況で五企業脱落いたしました。そして二企業追加し、それで十八企業になっております。当初の計画が三十七年でございましたので、それから二年間はおそらくここががんばつたのだらうと思ひます。ところが五企業脱落せざるを得なくなつた。しかし二企業は追加されたということと、三十九年度は十八企業になっております。ところが、この十八企業で計画を練り直してやつたのでありますが、四十年度にさらに三企業脱落をいたしております、十五企業になっております。先ほど申し上げましたように、三十九年、四十年にはこの団地計画はストップせざるを得ないという状況でございました。それで、中小企業庁及び通産局、県も——特に県は第一次の責任者であります。これも申し上げたのでありますけれども、県が融資をしておるわけでありまして、政府としては県に補助をしておるわけでありまして、責任は県に第一次的にはあるわけでありまして、県もこれは放置できないということで乗り出

しまして、計画を全面的に練り直したということ、今回の承認した計画になつたわけでございますけれども、最終的には、先ほど申し上げました四十年度の十五企業からさらに七企業減つて八企業になつたわけでありまして、四企業追加されましたので十二企業になつた、こういうことで、現在十二企業は非常にかたく固まつて、この団地をつくり上げようという努力をしているわけでありまして、何か変ではないかという先生のお話でございますけれども、私たちが調べましたところによりまして、そういうものは一切承知をいたしております。どうも当初の計画が、やはり非常に有利に土地が入るといいますか、まあ日ごろの中小業者の夢がそこかなえられる、時あたかも合議のブームがあつた、こういうふうなことで急膨張した、それを監督官庁であるわれわれも十分監督できなかった、こういうことであつたろうと思ひます。その後、私たちのほうもいたしまして、いわゆる高度化資金特別会計というもののだけではこういう団地を運用していくことが非常にむずかしいということで、中小企業振興事業団が発足をいたしまして、それ相応の必要なる人員も予算も確保いたしまして、この工業団地、商業団地等の大きな高度化計画が、この染色団地に見ますような計画が、当初必ずしも適切でないということとが一つの原因として失敗するということのな

いように、事業団という相当りつばな組織でこの高度化資金特別会計を運用するというところに改善をしたということでありまして、今後はこういうふうなことにいたさないように、監督官庁としても十分気をつけてやつてまいりたいと思ひわけでありまして。

○近江委員 私は一つ申し上げたいのは、この責任問題で申し上げても、県が第一次的に責任がある、あなたは法的におっしゃつておるのかもしれないが、何かあなたの方は、この責任は県だ、政府としては金だけ貸していればいいのだ、そういうふうな感覚であなたの方が行政をやつておつたのでは、幾らでもこういう問題は発生しますよ。そう

いう無責任なことでは何ぼでも発生しますよ。さつきだつて、政府三金融公庫から出した金をどんなところに貸したかわからない。少なくともあなた方監督官庁としていままでも八年の間にこういうことをつかんできたはずだ。それでありながら、何ぼ金を貸しておるか、返しておるかかわからない。またその土地がどこに売られたかわからない。そんな、すべてが政府の無責任なことからこういうものがみんな出てきているのですよ。そういうあなた方行政当局の怠慢がほかにもいろいろ——これは福井だけではないのです、私の知っている範囲でもいろいろありますよ。

一べんここで聞きますが、名古屋の建設機械工業団地はつぶれたけれども、これはどうなりましてか。

○乙竹政府委員 名古屋の建設機械工業団地は、昭和三十八年度に助成対象になりました。三十九年の十月に完成をいたしました。組合員が二十名で始まつたわけでありまして、これは操業には入つたのでありますけれども、これは主たる製品でございまして、建設機械またその建設機械の下請をしている団地でございまして、オリビックが終つた、またたまたま、新幹線の工事が終つたとか、また経済不況等でこの組合の親会社が倒産をするというふうなことで、この団地はうまくいきませんで、二十組合員の中の半分が四十年の六月までに倒産をし、内整理に入つたということで、団地の維持が困難になりました。そこで通産局は県と協力をいたしまして、この団地の再建に四十年から努力いたしたのでございまして、これは徒勞に終つてしまつた。四十二年の七月に至りまして債権者等とも了解をつけまして、この団地を他に転売をして、団地計画を放棄するのやむなきに至つた、こういうことであります。

○近江委員 それはどこに転売したのですか。

○乙竹政府委員 これはトヨタ自動車系列の自動車部品メーカーであります。

○近江委員 これだつて結局大企業にいつているじゃないですか。

小倉の東谷鉄工団地、これはどうなつておりますか。

○乙竹政府委員 この団地は、三十七年度に助成対象になりました。三十九年の九月に完成をしたものであります。ところが、この組合員の半数が組合外の企業の倒産の影響を受けまして、連鎖倒産をいたしました。その後通産局、県、商工中金が指導、協力をいたしまして、残存組合員の振興と、倒れた組合員用地に対しまして新しいメンバーの入れかえを積極的に支援をいたしました。で、現在のところは、この組合員はまた二十名になりました。事業は順調に進んでおる、こういうことであります。

○近江委員 それから、この団地の完成だつて非常に長期間かかつているところがたつきさんありますよ。新鉄工団地協同組合連合会、これだつて少なく見積もつても二年半完成がおくれている。松江の鉄工センター、これだつて少なくとも一年以上はおくれています。岡山県の木材団地協同組合、これも松江と同じケースです。大阪敷物団地協同組合、これも二年以上おくれられています。大阪被服工業団地協同組合、これだつて二年以上おくれられています。間違つておれば言つてください。

○乙竹政府委員 いま御指摘の団地、いずれも御指摘のような期間おくれしております。

○近江委員 これはなぜそういうような当初の計画からおくれたり、あるいはつづれたり、あなたの方としては原因をどこに把握しておりますか。その原因はどこだと思ひますか。

○乙竹政府委員 おののの団地ごとに具体的な事情はいろいろあるようであります。あるいは具体的にその業界が特定の事情で不況におちつたとか、あるいは組合外の関係企業から連鎖的に波及して、内整理に入らざるを得なくなつてきた、そういうふうな一般的な経済不況、当初組合発足當時に予想することができなかった経済不況、こういうものが一つだと思ひます。それからもう一つ、工事が順調に進捗しなかつたという例が幾つ

か実はございます。福井の団地もその例でござい
ますけれども、長雨、大雪等で、または大水で工
事がうまくいかなかったというようなところもご
ざいますし、また台風でもってぐあいが悪くなっ
たというふうなところもございます。いずれも団
地発足当時は予測できなかったところではござい
ますけれども、しかし、福井の例で申し上げまし
たように、極力われわれとしては監督官庁とし
て——なお先生は先ほど、おまへたちは監督責任
がないと言っているというふうにおっしゃいまし
たが、それは決してそうではないので、十二分に
監督責任を痛感しておるわけでありまして、監
督官庁、及び特に今度は中小企業振興事業団も
りっぱにできたわけでございますが、この団地を
造成してまいりますためには、十二分の慎重な計
画を業界でもつくる、またその計画に対してわれ
われも十分なアドバイスをし、また承認いたし
ます場合には、よほど手がたく審査をいたしまし
て、承認をする、こういうことでなければいけな
いというふうに考えております。

○近江委員 私はいまいろいろ事例を出しまし
たけれども、結局、政府は中小企業対策として振
興事業団というものを柱にして、ものすごい金を入
れてきています。私もちなみにずっと調べており
ますが、通産省所管中小企業対策費、これと、関
係各省全部ひくくめた中小企業対策費、二項目
に分かれると思いますが、この中小企業対策費とい
うのは、これが中小企業対策費かと思われるよう
な金が入っている。これは見解の相違というかも
しれない。そういう金が入っているわけでは
ない。それは一応認めましょう。認めたとしても、相当
な大幅なワグになる。その大きな幅の中で、こう
いうような共同化、団地化を目的とした振興事業
団、これが法律に基づいて開始されたのが、初め
は高度化資金ですが、関係各省全部ひくくめた
中小企業対策費の中で、三十八年度は一九・四
％、三十九年度は二六・五％、四十年は三〇・
七％、四十一年度は二七・二％、四十二年は三
二・八％、四十三年度は四一・三％、四十四年度

は四七・九％、実に国のすべての施策の五割がこ
の共同化、団地化というところに金が投じられて
いる。これが、こんなさうな、何をやっているか
わからぬようなこんなところに使われて、国民が
承知しますかこれを。共同化、団地化ということ
について、あなた方どう考えているのか、根本的
に一べん聞かしてもらいたい。

○藤尾政府委員 お答えを申し上げます。これは
近江先生から御指摘いただくまでもなく、御案内
のとおりでございますが、中小企業といいますが
ものは千種万様でございます。しかも、それぞれの
基盤といいますがその基盤を強くしてやらなけれ
ばならないというわけでございまして、これにつ
いてのいろいろの措置を考えて考え抜いたわけ
であります。特に、御案内のとおり、最近の重大
な問題であります公害の問題というふうな問題を
考えましたときに、それぞれの規模でいままでど
おりやっておられまして、これにいろいろの援助を
差し伸べましても、その規模がその地区において十
分にとれないとか、あるいは新しい施設ができない
とかというところになってまいりますと、それを千差
万別になっております。個々の企業に、一々分散を
いたしまして配慮するということになりま
す、とうていこれは政策といたしまして一貫性
ができるものではございません。そこで、できる
だけ一つの地区に一つの共同の目標を持ちました
中小企業にお集まりをいたして、そうして共同
的な一つの施設あるいは機構というふうなものを
つくりまして、そうして御便宜をとっていただく
ということが、そうでなければ非常にぐあいの悪
い中小企業の方々の再建、立ち上がり、あるいは基
礎の強化ということの一助にでもなれば非常に幸
いだ、こういうことで集団化対策といいますが、
そういうものに對しては助成措置というものが
考えられたわけでございます。しかしながら、
先生御指摘のように、当初からその計画の立て方
あるいはこれに對しては十二分の検討が、ほん
とくにこまかなところまで目が届いておりませ

ん。そうしてその計画自体が所期の目的に反して
まいった、また非常に基盤の弱いものはついてい
けなくて脱落をしていったというようなことが起
こっております。そのこと自体が中小企業対策と
いいますものの脆弱性、それに対する政策
の立て方のむづかしさ、そういうものを私は立
証しておるように思うのでございます。しかしな
がら、どんなに何もなしで中小企業に對しまし
てこれが立っていく方策を立てられないというよ
うなことであれば、日本の産業といいますがもの
の中核を占めております中小企業をさらに飛躍さ
せ、世界的な水準にまで持ち上げて、それをこに
して日本の産業といいますがものを世界的な競争
の中に立っていかねばならぬところまで持ち上げて
いきたいという政府の悲願がそこで結果しない
ということになっては一大事でございます。そこ
で、そういう幾多の事例、経験を十二分に勘案を
いたしまして、そのまづかかった点、悪かった点ある
いは足らなかった点、そういうところを補足し、
反省をし、そうしてより周到な、より徹底したよ
り密度の濃い中小企業対策を立てていかなければ
ならぬ。その大道といえますものは、依然として
今日の段階では集団化であり、そうして共同化で
あるという大筋は、私は間違っていないのではな
いかというふうに考えるわけでございまして、今
後とも先生御指摘のとおり、過去において幾多の
あやまちがあったということは私も十二分に
承知をし、反省をいたすところでございまして
で、これを他山の石といたしまして、再び同じ間
違いを起こしませんように十二分の監督をいたし
まして、所期の目的を達成できますように努力を
いたしたい、かように考えるわけでございませ

す。○近江委員 次官に對しても一度お聞きしたい
ことがありますが、それはちょっとあとにして、
もとに戻りますが、先ほどの話は二十一万何千
坪、最初の三十七万坪から第一段階減りました
ね。いま伊藤忠の占めておる土地はわかりまし
けれども、ほかに大企業が進出しておる名前と坪
数を言ってください。

○乙竹政府委員 三社ばかり資本金におきまして
中小企業でないのが入っているようでありませ
全部の面積を合わせますと約四万六千坪ばかりの
数字であります。鯖江繊維株式会社三万一千六
坪、日華化学一万三千坪、それから福茂機械が三
千坪、これは資本金的には中小企業でない、こう
いうことであります。

○近江委員 伊藤忠をはじめそのような大企業に
中小企業その団地が事実上は占められてしまっ
た、こういうような事実。今年度の予算を見て
も、中小企業対策費は四百三十億八千四百万円、
通産省所管の中小企業対策費は三百一十一億四千
二百万円、その中で結局この高度化資金、要するに
そうした振興事業団に繰り入れられるわけであり
ますが、それが二百六億四千六百万円、先ほど申
上げた四七・九％、これだけの政府の重点施策
をここで講じようとしておる。これがこんなむざ
んな姿になってしまった。これはほんとうに中小
企業者がこういうことを聞けば泣きますよ。結局
は大企業に取ってかわられてしまっている。ここ
で結局、政府として責任をもつてやってきたと
おっしゃっておりますが、いま中間のそういうよ
うなことを聞いてみれば、全然わからない、県に
第一次責任があるという。いままでと同じような
こういうやり方をやっていけば、こういうような
事故がこれから幾らでも発生しますよ。
それで私は、ここでまずお聞きしますが、いま
団地あるいは商業団地いろいろありますが、政府
が関与するのは現時点で幾つあるのですか。
○乙竹政府委員 工業団地が百十九、うち九十二
が完成をしております。商業団地が四十三、うち
十七が完成をいたしております。
○近江委員 私はまだまだこういうのは全国的
に——私があげたのはほんとの水山の一角だと思
う。そういうわけで団地の総点検をここですべき
だ。そしてあらゆるそういう点、またそ
れはメリットもありますが、全部そこで一回掌握
をして、政府として協業化、団地化を進めていく
上においてこうなればならないという根本的な

マスタープランを立てるべきだ。そうしないと、同じことばかり繰り返してやると国民のそういう血税が失われていく。効果のあがらないことに使う金なんかよほど考えなければ死に金になってしまふ。貴重な金を使う以上は効果があがるようにしてもらいたい。それによって中小企業者が潤うような、そういう施策をやってもらいたい。そういう点で団地の総点検をやって、現時点において重大な反省をし、チェックをして、さらにそれから生かしていく、このようにすべきだと思うのですが、どうですか。

〔宇野委員長代理退席、委員長着席〕

○藤尾政府委員 まことに申しやるとおりでございます。この際御提唱のように総点検をいたさします。

○近江委員 その総点検をやってもらって、この団地はこういうメリットとデメリットがある、その総点検の資料を全部提出してもらいたい。これについて御返答願いたいと思う。

○藤尾政府委員 総点検ということでございますが、御案内のとおり、そうなりますと私も徹底的な総点検をいたしますから、それに相当の時間が必要であるということはひとつお認めをいただきます。その結果につきましては必ず当委員会に御報告を申し上げます。

○近江委員 それによっていろいろと踏んまえた上でこれからの計画というものが出ると思いますが、いまお聞きすることはいろんな点でそうすると部分的なことになってくる。たとえば県をどうのように監督していくとか、いろんな問題ですね。ではそれはその時点まで私は待ちましよう。それで、いま次官がおっしゃったように相当な長期間かかることも私はわかります。しかし、期間だって、これは十年もあれば二十年も一月も一年もあるわけですか。大体の目安はどのくらいで総点検は終わりますか。

○乙竹政府委員 二、三カ月のうちにいたします。と申しますのは、すでに先生御指摘のような趣旨で、事業団が発足いたしましたから、団地各地

をずつと勉強をいまやっております。なお団地方式の運用についてもいろいろ勉強しなければいけませんので、中小企業政策審議会の企画小委員会でも実は勉強しておるわけでございます。先生に對します資料はおそらく二、三カ月以内に提出をさせていただきます。

○近江委員 それで基本的には了承いたしました。が、特にこの福井団地のことについては、結局、私がお聞きして不明な点がたくさんあるし、その辺のところの詳しい報告、さらに今後この団地についてどうやっていくか、基本方針、それも提出してもらいたいと思うのです。それからさらに、要するに、これからいろいろな計画が出るかもしれないが、いまこの時点になって、特に福井団地については、あなたの方としては今後どのように指導監督を考えておられるのか、福井にしばって答えてもらいたいと思うのです。

○乙竹政府委員 承知いたしました。

○近江委員 だから、こまかいことはあとで出るかもしれないけれども、いまの要するにこういうようにやっていきたいというのを聞かしてもらいたい。

○乙竹政府委員 福井団地につきましては、四十三年度に、先刻来教次にわたりまして御説明申し上げましたように、組合員の再編成を行ないまして、協同組合におきましても計画の練り直しを行ない、県及び通産局も入りまして、なお振興事業団も現地診断をいたしまして、そして計画の練り直しをしたわけでありまして、その計画が四十三年度末に出たわけでありまして、四十四年三月に現計画を承認をいたしまして、組合員十二企業、面積は四万余坪ということで染色団地を再発足させる、それでやっていくということを認めたわけでありまして、その方針に従いまして指導し、監督を進めてまいりたいと思っております。

○近江委員 それでは福井の件はあとで詳しく聞かしてもらって、それで納得できない点があれば、また本委員会でも聞きたいと思います。それから全体的なこととして、時間の許せる範

囲でお聞きしたいと思いますが、この中小企業の近代化促進法による構造改善と繊維法による構造改善との関係、この辺のところを聞かしてもらいたいと思います。

○乙竹政府委員 結論を先に申し上げますと、近代化促進法が一般法、それから繊維法が特別法というふうな一部になっております。一部と申しますのは、繊維法は、中小企業者である繊維業者のみならず、繊維業界全部をカバーする法律でございます。その意味におきましては、近代化促進法の範囲を繊維法はみ出しておるわけでございまして、中小企業者に限りましては近代化促進法が一般法で、繊維法が特別法、近代化促進法で一般計画ができておまして、一般計画を受けましてそれを実施するというふうなことで、繊維法におきまして繊維の構造改善計画はつくられる、こういうふうになっております。

○近江委員 このメリヤス製造業と染色業は、この近代化促進法の指定業種となっておりますが、この際、この特種法改正をして、両業種を同法の対象業種とする必要性というのはどこにあるのですか。

○高橋（淑）政府委員 いま長官からちょっと触れられましたが、この特種法はわが国の繊維品全体の国際競争力を強化するために、繊維工業の中の根幹となる各業種について、業種相互間の有機的な関連のもとに、取り急ぎ緊急に構造改善をはかることを目的として制定されたものであります。そういう趣旨から考えまして、メリヤス、染色の両業種についても、紡績、織布両業種との有機的な関連を保たせながら、総合的な構造改善をはかる必要がある。そのためには特種法の体系で対策を実施することが適当であろうと考えた次第であります。なお、この特種法を制定されるにあたりまして、当委員会におかれましては附帯決議がなされましたが、その際の線にも沿うものでございまして、さらにもう一点申し上げれば、メリヤス、染色両業種につきましても、繊維工業構造改善事業協

会の債務保証を受けまして、いろいろと資金の融資を受ける必要がありまして、そのためにも特種法に構造改善業種として追加する必要があると考えております。

○近江委員 この改正の近促法による構造改善に對するそういう助成措置と特種法による構造改善の助成措置の違いを明確にしたい。

○高橋（淑）政府委員 今回改正を考えております近促法によります構造改善に對します助成措置は、まず中小企業金融公庫による金利七％の特利特ワク融資と、税制面におきまして優遇措置、いわゆる二分の一の増し償却制度であります。これが、おまなものであります。これと別に、特種法によります構造改善に對するいわゆる特別の助成措置といたしましては、中小企業振興事業団から金利二・六％で融資比率は七〇％の融資、このいわゆる特ワク融資が一つと、それから繊維工業構造改善事業協会によります債務保証等を行なうこと、この点が差異でございます。

○近江委員 それからこのグループینگに際して、産地における繊維あるいはメリヤスあるいは染色加工と横の連携が非常に大事になってくると思うのですが、これについてどのようにお考えになっておりますか。

○高橋（淑）政府委員 御指摘のとおりでございます。具体的に申しますと、織布の各産地におきまして産地ぐるみの協力体制をとる必要がありまして、産地構造改善指導援助委員会というものを設けて、種々計画の作成指導、実施についての協調支援というふうなものを行なっております。が、メリヤス及び特定染色業につきましても、それぞれ業態、また地域の事情に応じた方式によりまして関係者の緊密な連携体制をつくり上げるというように指導をしてまいりたい、このように考えております。

○近江委員 このメリヤスの製造業及びこの特定染色業の構造改善が実際に行なわれた後の姿は、あなたの方として、確実に効果があがったとして、どういう姿を描いておられますか。

○高橋(淑)政府委員 この五年後の姿を描きまして、いろいろと学識経験のある方が過去において詳細に検討されましたが、かいつまんでその五年後の姿を申し上げますと、メリヤス製造業の構造改善の柱というのは、まずグループピングで、このグループピングにつきましては、生産、販売面の協業化を行なう、それから専門生産体制の確立をはかるというような点をねらいといたしまして、この五年間におおむね八百程度のグループを結成いたしました。こういうぐあいにしていきますとグループの取引シェアは業界全体の過半の六十数%に達するものと考えております。もちろんこのほかにすでにグループができておりますから、そのグループはさらにいわゆる高度なものに発展していくということでございます。

それから設備の近代化につきましては、約七万六千台の新鋭編立機をビルドを行ないまして、その結果近代化された設備の比率は現在の約二倍程度になるであろう、それから付加価値生産性も同じく現在の二倍程度となるであろう、こういう姿を描いております。特定染色業につきましてはやはりグループピングが主体でございますが、この際も新鋭の設備を導入する、総合的に技術開発につとめる、こういうような事業を主体とするグループが五十程度結成される見込みでありまして、その取引シェアは八〇%程度に達するものと予想をいたしております。設備の近代化につきましても、連続式のいろいろな機械を入れまして、いわゆる近代化設備の比率は現在の約二倍程度、付加価値生産性も約二倍程度ということになるであろう、大体このように想定をいたしております。

○近江委員 それから米国の繊維の輸入制限の現状をお聞きしたいと思います。

○高橋(淑)政府委員 現状は、アメリカ政府から日本政府に対して正式の申し出はまだございません。ただし、いろいろな動きがございます。

まず第一は、本年一月に開かれましたアメリカの議会に繊維品の輸入制限を求める法律案が約二十近く提出され、その後また数がふえまして、た

しか三十三ぐらいにいまなっておりますのではないかと申し上げます。

それからニクソン大統領が、去る二月六日の記者会見におきまして、いわゆる繊維の輸出自主規制について関係主要国と協議をしたいという趣旨の発言を行なわれ、さらに最近、三月四日でございますが、ヨーロッパを訪問して帰国したあと、記者会見で、各国の首脳と繊維の規制問題についても話し合ったということを明らかにしておりました。アメリカの議会におけるクォータ法案の成立を阻止するというためには、やはり何らかの関係諸国の輸出自主規制による協力が必要と考えられるという趣旨の発言をしております。その後スタンズという商務長官が、四月に繊維問題を含み通商諸問題について渡欧する予定があるとか、あるいはヨーロッパに対してだけでなく、日本を含むアジア諸国に対しても、何らかの話し合いを求める意向があるという趣旨の記者会見の談話の報道を承知いたしております。いずれにしても、右のような動きがありますが、現在までのところ公式の申し出はございません。

○近江委員 公式の申し入れはないといつても、向こうはこういった非常に根強い一連の動きをやっているわけですよ。ですから、ただ公式の申し入れがないからということでは傍観しておつていかんということなんです。こういう向こうの一連の動きに対して、政府としていまだどういふ対策を考えておるのですか。

○藤尾政府委員 この問題につきましては、ただいま繊維局長から申し上げましたように、いろいろな動きがあることは十二分に知っておりますし、また現にこれに対しまして業界筋からいろいろアメリカの内部におきます働きかけもやつております。また政府といたしまして、アメリカにございます在外公館を通じて、いろいろな調査をいたしておりますし、また当方の意思その他につきましても、非公式に相手政府側に伝えておるわけでありまして、しかしながら、御案内のとおり、この問題だけが日米間の一つの経済、貿易問題と

いたしまして切り離されて出てきておるといふことであるのか、あるいは他のいろいろな自由化の諸問題といふものとも組み合わせられておるのかというような問題の判断につきましては、なお十二分に精査をいたさなければなりません。いろいろな問題があるわけでありまして、したがって、こういう諸情勢をにらみ合わせまして、国益のために万遺憾なき措置を講じたい、こういうことで十二分の検討もし、またいろいろな対策も、その相手方のいろいろな出方に応じてとらねばならぬ、かように考えておる次第でございます。

○近江委員 もう時間がありませんから終わります。結局、確かにその相手方の出方いかんによってこちらの対策が変わるわけでありまして、あらゆる場面を想定して、要するにわが国の輸出がいろいろな点で規制されるということは、これは大問題だと思っております。そういう点で万全のそういう対策をとっていただきたい、このことを強く要望いたしまして私の質問を終わりたいと思うのであります。

○大久保委員長 暫時休憩いたします。
午後一時四十七分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

昭和四十四年三月二十五日印刷

昭和四十四年三月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局